

御殿場市経済変動対策資金利子補給金の申請の流れ

静岡県経済変動対策貸付資金（新型コロナウイルス感染症枠）の申込後に、本人または金融機関により申請書を市商工振興課窓口へ提出。	
交付申請	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①御殿場市中小企業経済変動特別対策資金利子補給金交付申請書（様式第1号） ②静岡県経済変動対策貸付資金（新型コロナウイルス感染症枠）による融資を受けたことが分かる資料 ※保証決定の通知書及び金銭消費貸借契約書の写し等 ③金融機関が発行する返済予定表の写し ④要綱第2条第1号の条件を満たしていることを証明する納税証明書等（滞納の無い証明書） ※市税務課で取得できます。 <p>提出期限</p> <p>融資実行後20日以内、令和2年3月18日から令和2年3月31日までに融資を受けた方は令和2年4月20日（月）まで</p>

申請書提出後、市から本人に交付決定通知書を送付（2週間以内）。

市から本人に実績報告提出等の手続きのお知らせを送付。

交付決定を受けた後、実績報告に基づき、 6か月分ごと にまとめて利子補給金を交付します。 ※最大24ヵ月分	
実績報告 (最大4回)	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①御殿場市中小企業経済変動特別対策資金利子補給金実績報告書（様式第3号） ②元利子支払証明書（様式第4号） <p>提出期限</p> <p>交付の決定を受けた日の属する月から起算して7か月後まで（2回目以降は6か月ごと）</p> <p>例：令和2年4月に交付決定を受けた場合</p> <p>1回目→令和2年11月 2回目→令和3年5月</p> <p>3回目→令和3年11月 4回目→令和4年5月</p>

実績報告提出後、市から本人に交付額確定通知書を送付（2週間以内）。

交付額確定通知書を受けた後、市商工振興課へ請求書を提出。	
請求 (最大4回)	<p>提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①御殿場市中小企業経済変動対策資金利子補給金請求書（様式第6号） ②口座登録申出書 ※振込先の口座を市に登録してない場合 <p>提出期限</p> <p>交付額確定通知書日から10日以内</p>

請求書に基づき、30日以内に指定された口座にお振込みをします。

この枠内の手続きは最大で4回行っていただけます。